

平成 23 年度財政的援助団体等監査

1 監査の概要

(1) 監査の種別

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した平成23年度の財政的援助団体等監査

(2) 監査の対象

平成22年度における財政的援助等に係る出納その他の事務の執行

(3) 監査の実施

県が補助金等の財政的援助を与えている団体（以下「補助団体」という。）、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している団体（以下「出資団体」という。）及び県が公の施設の管理を行わせている団体（以下「指定管理者」という。）のうち、56団体について、平成23年7月から平成24年1月まで実施した。

（参考）

区 分	実 施 団 体 数
補 助 団 体	40
出 資 団 体	11
指 定 管 理 者	5
合 計	56

(4) 監査の主眼

監査に当たっては、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行は財政的援助等の目的に沿って適正かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

2 監査の結果

(1) 結果の概要

監査を実施した56団体の財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、52団体においては、指摘事項及び文書注意事項に該当するものはなく、おおむね適正に行われていると認められたが、その他の4団体においては、次のとおり是正又は改善を要する5件の文書注意事項があった。

今後とも事務の執行に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、適正かつ効率的に行う必要がある。

文書注意事項（指摘事項に至らない事項で、さらに的確な事務の執行等を促す必要があると認められるもの）

(2) 監査結果の報告と講じた措置の通知

区 分	監 査 結 果	措 置 の 通 知
議会、知事部局	報告：平成24年3月29日	平成25年1月10日付けで知事部局より通知
教育委員会	公表：平成24年3月30日	該当なし
財政的援助団体等		—

(3) 監査の結果と講じた措置の概要

文書注意事項

所管部	団 体 名	事 項 の 内 容	講 じ た 措 置 の 内 容
保健福祉部	社会福祉法人 権原寿恵会	入所者からの事務費徴収額において、収入認定を誤り過小に算定するなどしたことから、補助金を過大に受領している。 (鹿児島県軽費老人ホーム事務費補助金)	1 県の指導、監督の強化 補助対象施設である全施設（18施設）に直接出向き、平成23年度の収入認定に係る関係書類の確認を行うとともに、交付申請及び実績報告時に入所者の所得階層を記載した「入所者一覧表」提出させることとした。 2 当該団体が講じた改善措置 補助金返還を行うとともに収入認

			定に必要な挙証書類については、収入申告書等の作成や挙証書類の収集を組織的に行うこととした。
	社会福祉法人 大村報徳学園	工事請負契約において、最低価格入札者以外の者と契約を締結したことから、契約を解除し、入札をやり直している。 (鹿児島県社会福祉施設等耐震化等整備費補助金)	<p>1 県の指導、監督の強化 入札の公告手続き等について進捗状況の把握を行い適切な執行を指導し、入札執行後は、直ちに執行状況の確認等を行うなどの対策を講じるとともに、平成23年度の同事業の実施対象者に対し再発防止の観点から、補助金交付要綱等に基づく契約事務手続きの進め方について説明指導した。</p> <p>2 当該団体が講じた改善措置 補助金交付要綱等に基づく事務執行の内容について再確認するとともに、事務執行に疑義が生じた場合は主務課に確認の上執行する体制とした。</p>
土木部	鹿児島県道路公社	職員手当において、不足払いがある。 (鹿児島県道路公社出資金)	<p>1 県の指導、監督の強化 給与事務を担当する職員への指導及び実効ある自主検査の実施を指導した。</p> <p>2 当該団体が講じた改善措置 職員手当の不足額は平成23年10月21日に支払を実施した。 また、給与事務担当者に対し研修を実施し指導するとともに、自主検査に当たっては従来の2名体制から4名体制とし実効ある自主検査を実施することとした。</p>
	鹿児島県住宅供給公社	<p>1 経営健全化計画において、債務超過の解消が計画目標とされているが、債務超過額が更に拡大している。</p> <p>2 賃貸管理事業及び長期割賦事業において、多額の収入未済がある。 (鹿児島県住宅供給公社出資金) (鹿児島県住宅供給公社経営健全化資金貸付金) (分譲住宅頭金補足事業資金貸付金) (鹿児島県住宅供給公社に対する金融機関融資損失補償)</p>	<p>1 県の指導、監督の強化 鹿児島県住宅供給公社の分譲促進等を強力に支援するなど、経営の健全化を図るため、引き続き指導を徹底していくこととした。</p> <p>2 当該団体が講じた改善措置 分譲資産の早期売却や賃貸施設の空室解消を行うなど、収支の改善を図り、一層の経営改善に努めることとした。</p>